

ヘルパーステーション たかしな

訪問介護・生活支援サービス事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療生協さいたま生活協同組合が開設する ヘルパーステーション たかしな(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護および、生活支援サービス事業 (以下、サービス事業という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員が、要介護状態(サービス事業にあつては要支援状態・総合事業対象状態)にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護および、サービス事業(以下、指定訪問介護等という)を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施にあつては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 3 サービス事業は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援・総合事業対象者状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあつては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療生協 さいたま ヘルパーステーションたかしな
- (2) 所在地 埼玉県川越市砂新田4-1-4 ブランドールビル2階

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 2名以上
事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画(介護予防訪問介護計画)の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 3名以上を配置
訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日、祝祭日とする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 2 サービス事業の内容は次のとおりとし、サービス事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。
- (1) 身体介護
 - (2) 生活援助
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、川越市、ふじみ野市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、主治の医師、利用者家族および緊急連絡先に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理の対応)

第9条 指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定訪問介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定訪問介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第10条 現にサービスの提供を行っているときに、利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり迅速かつ適切な対応により円滑・円満な解決に努めなければならない。

- (1) 利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門

員（サービス事業にあたっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じるものとする。

- (2) 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとする。
- (3) 事故が発生した場合は、その原因を解明し再発防止の対策を講じる。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るため、従業者への虐待防止の研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制を整備するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療生協さいたま理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成19年 5月 1日一部改定。

平成19年 7月 1日一部改定

平成22年 5月16日一部改定

平成26年 3月 1日一部改定

平成27年 9月16日一部改定

平成30年 4月 1日一部改定

平成30年 8月 1日一部改定